

各位

株式会社 東北銀行

投資信託 NISA 口座の「みなし廃止」について

株式会社東北銀行（取締役頭取 村上 尚登）では、2021年度税制改正により、2017年分の非課税管理勘定（一般NISA）を設定しているお客さまで、以下の対象となるお客さまにつきまして、2022年1月1日をもって自動的にNISA口座が廃止される「みなし廃止」措置を実施いたしますのでお知らせします。

記

【対象となるお客さま】 ※以下の条件の両方に該当するお客さまが対象となります。

○2017年12月31日以前にNISA口座を開設されたお客さま

○2018年以降に当行で「一般NISA」、あるいは「つみたてNISA」を設定されていないお客さま

NISA口座の継続をご希望される場合には、本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）をご準備いただき、お取引店にて非課税枠設定のお手続きをお願いいたします。マイナンバー未提出の場合はマイナンバー届出のお手続きもお願いいたします。

今後NISA口座でのお取引を希望されない場合お手続きは不要です。2022年1月1日に当行に対して「非課税口座廃止届出書」の提出をいただいたものとみなし、NISA口座を廃止いたします。なお、「みなし廃止」措置に伴う「非課税口座廃止通知書」は発行されません。

詳しくは、投資信託お取引の本支店までお問い合わせください。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
資産運用コンサルティング部
（担当：坂内）
電話番号：019-651-6220

 **東北銀行**

〒020-0023 盛岡市内丸3番1号

電話番号 019-651-6161

FAX 019-653-1291

ホームページ <https://www.tohoku-bank.co.jp/>